

証券コード：7508

株式会社 **G-7** ホールディングス

第**48**期

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時



開催場所

神戸市西区糀台5丁目6番3号
神戸 西神オリエンタルホテル
4階 翔雲
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第2号議案** 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件



目次

第48期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	14
連結計算書類	31
計算書類	45
監査報告	57

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

証券コード 7508
2023年6月12日
(電子提供措置の開始日 2023年6月7日)

株 主 各 位

神戸市須磨区弥栄台2丁目1番地の3
株式会社G-7ホールディングス
代表取締役会長兼社長CEO 金 田 達 三

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.g-7holdings.co.jp/investors/assemble/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、「第48期定時株主総会招集ご通知」を選択して、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7508/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき「銘柄名（会社名）」に「G-7ホールディングス」または「コード」に当社証券コード「7508」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4ページ「議決権行使についてのご案内」に従って2023年6月28日(水曜日)午後6時まで議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日(木曜日)午前10時
 2. 場 所 神戸市西区糀台5丁目6番3号
神戸 西神オリエンタルホテル 4階 翔雲
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第48期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類内容報告の件
 2. 会計監査人および監査等委員会の第48期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
- 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)
 - (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネット等と書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 来場株主様の感染防止策としてのマスク着用につきましては、株主様個人の判断とさせていただきます。なお、発熱、咳等の症状がある方は来場をお控えくださいますようお願いいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2023年6月29日(木曜日)
午前10時




インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日(水曜日)
午後6時入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月28日(水曜日)
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____

2. _____

〇〇〇〇〇〇

見本

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXX

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

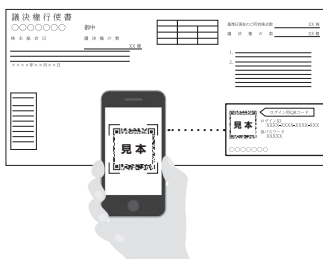
インターネット等および書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

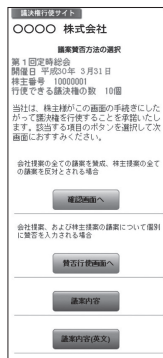
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

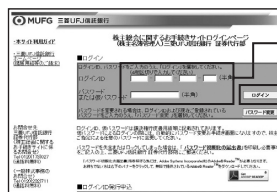
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

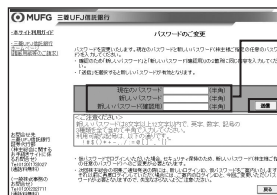
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれている管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）は、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）7名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役伊藤裕剛氏は、2023年4月17日付で辞任により退任いたしました。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会からは特段の指摘すべき事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	
1	かね だ たつ み 金 田 達 三	代表取締役会長兼社長CEO	再任
2	かし もと やす まさ 岸 本 安 正	常務取締役経営管理本部長	再任
3	まつ だ ゆき とし 松 田 幸 俊	取締役総務部長	再任
4	せき だい さく 関 大 作	取締役	再任
5	たま き いさお 玉 木 功	取締役	再任
6	の ぐち しん いち 野 口 真 一		新任
7	さか もと みつる 坂 本 充	社外取締役	再任 社外 独立
8	し だ ゆき ひろ 志 田 幸 宏	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

かねだ たつみ
金田 達三

再任

生年月日

1950年11月14日

所有する当社の株式数

24,800株

在任年数

19年

取締役会出席状況

20/20回

候補者番号

2

きしもと やすまさ
岸本 安正

再任

生年月日

1960年9月8日

所有する当社の株式数

8,800株

在任年数

16年

取締役会出席状況

20/20回

略歴、当社における地位および担当

1993年4月 当社入社
2000年6月 当社取締役
2000年9月 キノシタオート(株)代表取締役社長
2005年4月 当社執行役員関東カンパニー社長
2005年6月 当社代表取締役社長
2006年1月 オートセブン分割準備(株)(現・(株)G-7・オート・サービス) 代表取締役社長
2013年4月 同社代表取締役会長
2015年8月 (株)G-7デベロップメント(現・(株)G7リテールジャパン) 代表取締役社長
2017年4月 同社代表取締役会長 (2018年3月退任)
2018年4月 (株)G-7・オート・サービス取締役会長 (2019年3月退任)
(株)G7アグリジャパン代表取締役会長 (2019年3月退任)
2019年6月 当社代表取締役会長兼CEO
2022年5月 当社代表取締役会長兼社長CEO
現在に至る。

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

金田達三氏は、2005年6月より当社の代表取締役を務めるとともに、当社子会社の代表取締役を歴任するなど、当社グループの経営をリードしてきた豊富な経験と実績を有しているため、引き続き取締役候補者としていたしました。

略歴、当社における地位および担当

1983年4月 当社入社
2005年4月 当社経理部長
2006年7月 当社執行役員経理部長
2007年6月 当社取締役財務部長
2021年6月 当社常務取締役財務部長
2022年4月 当社常務取締役経営管理本部長
現在に至る。

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

岸本安正氏は、長年にわたり当社の財務部門の責任者を務め、2022年4月より当社の経営管理本部長に就任するなど、財務・会計について豊富な業務経験と知見を有しているため、引き続き取締役候補者としていたしました。

招集
ご通知

株主
総会参考
書類

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

候補者番号 3

まつだ ゆきとし
松田 幸俊

再任

生年月日

1951年1月30日

所有する当社の株式数

9,200株

在任年数

18年

取締役会出席状況

20/20回

候補者番号 4

せき だいさく
関 大作

再任

生年月日

1971年6月25日

所有する当社の株式数

500株

在任年数

5年

取締役会出席状況

20/20回

略歴、当社における地位および担当

1998年10月 当社入社
2004年4月 当社経営統括本部総務部長
2004年7月 当社管理本部長兼総務部長
2005年6月 当社取締役管理本部長兼総務部長
2007年6月 当社取締役管理部長
2008年6月 当社取締役総務部長
現在に至る。

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

松田幸俊氏は、長年にわたり当社の総務部門の責任者を務め、社内でのコンプライアンスの徹底に寄与するなど、法務・ガバナンスについて豊富な業務経験と知見を有しているため、引き続き取締役候補者いたしました。

略歴、当社における地位および担当

2003年11月 (株)サンセブン(現・(株)G-7スーパーマーケット)入社
2005年6月 同社取締役
2009年7月 同社常務取締役
2011年4月 同社専務取締役
2016年4月 同社取締役副社長
2017年4月 同社取締役社長
2018年4月 同社代表取締役社長
現在に至る。
2018年6月 当社取締役
現在に至る。

重要な兼職の状況

(株)G-7スーパーマーケット代表取締役社長

取締役候補者とした理由

関 大作氏は、業務スーパー事業を展開する当社子会社の代表取締役社長を務めるなど、営業・マーケティングについて豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

たまき いさお
玉木 功

再任

生年月日

1963年5月18日

所有する当社の株式数
－株

在任年数

4年

取締役会出席状況

20/20回

候補者番号

6

のぐち しんいち
野口 真一

新任

生年月日

1973年3月30日

所有する当社の株式数
4,400株

在任年数

一年

略歴、当社における地位および担当

1999年7月 (株)テラバヤシ(現・(株)G-7ミートテラバヤシ)入社
2004年2月 同社執行役員ミートザミート西日本事業部長
2010年2月 同社取締役
2013年4月 同社取締役副社長
2015年5月 同社代表取締役社長
現在に至る。
2019年6月 同社取締役
現在に至る。

重要な兼職の状況

(株)G-7ミートテラバヤシ代表取締役社長

取締役候補者とした理由

玉木 功氏は、精肉事業を展開する当社子会社の代表取締役社長を務めるなど、営業・マーケティングについて豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

略歴、当社における地位および担当

1996年3月 (株)オートセブン(現・(株)G-7ホールディングス)入社
2011年4月 (株)オートセブン(現・(株)G-7・オート・サービス)執行役員
サービス事業推進部長
2013年4月 同社常務取締役
2017年4月 同社専務取締役
2019年4月 同社代表取締役社長
現在に至る。

重要な兼職の状況

(株)G-7・オート・サービス代表取締役社長

取締役候補者とした理由

野口真一氏は、車関連事業を展開する当社子会社の代表取締役社長を務めるなど、営業・マーケティングについて豊富な業務経験と知見を有していることから、取締役候補者いたしました。

招集
ご通知

株主
総会参考書類

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

候補者番号

7

さかもと
坂本

みつる
充

再任 社外 独立

生年月日

1951年3月13日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

10年

取締役会出席状況

20/20回

略歴、当社における地位および担当

1973年4月 (株)オニツカ (現・(株)アシックス) 入社

1977年4月 (株)日本エル・シー・エー入社

1986年5月 同社取締役

1990年5月 同社常務取締役 (2001年7月退任)

2001年5月 (株)マネジメントエフ設立

代表取締役社長

現在に至る。

2013年6月 当社社外取締役

現在に至る。

重要な兼職の状況

(株)マネジメントエフ代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

坂本 充氏は、同氏の多様な業種での経営コンサルタントとしての実務経験の見地から、当社経営にとって有益な助言等をいただくことが期待できると考え、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

8

しだ ゆきひろ
志田 幸宏

再任 社外 独立

生年月日

1965年5月5日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

8年

取締役会出席状況

20/20回

略歴、当社における地位および担当

1989年4月 山一証券(株)入社
1998年4月 メリルリンチ日本証券(株)入社
2005年3月 SG Private Banking(Japan),Ltd.ダイレクター
2006年3月 Societe Generale Bank&Trust,Singaporeシニアバイスプレジデント
2011年10月 **ANALOG PTE.LTD.代表取締役社長**
現在に至る。
2012年2月 CBP QUILVEST WEALTH ADVISORY LTD. (現・PROVIDENTIA WEALTH ADVISORY LTD.) シニアバイスプレジデント
2013年6月 (株)ジークホールディングス社外取締役
2015年6月 **当社社外取締役**
現在に至る。
2021年8月 **PROVIDENTIA WEALTH ADVISORY LTD.エグゼクティブダイレクター**
現在に至る。

重要な兼職の状況

ANALOG PTE.LTD.代表取締役社長
PROVIDENTIA WEALTH ADVISORY LTD.エグゼクティブダイレクター

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

志田幸宏氏は、同氏の海外での企業経営者としての高い見識と、豊富な実務経験の見地から、当社経営にとって有益な助言等をいただくことが期待できると考え、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 坂本 充氏および志田幸宏氏は社外取締役の候補者であります。当社は、坂本 充氏および志田幸宏氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 在任年数は、本総会終結時における在任期間を示しております。
4. 当社は、坂本 充氏および志田幸宏氏との間において、責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合は、当社定款の規定により、両氏と当社との間において責任限定契約を引き続き継続する予定であります。その契約内容の概要は、事業報告26ページに記載のとおりであります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。その契約内容の概要は、事業報告25ページに記載のとおりであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス（予定）

本招集ご通知の取締役候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは、以下のとおりとなります。

	氏名	企業 経営	税務・ 会計	法務・ ガバナンス	人材育成	M&A	営業・ マーケティング	グローバル	サステナ ビリティ
取 締 役	金田 達三	○			○	○	○	○	○
	岸本 安正	○	○	○	○	○		○	○
	松田 幸俊			○	○	○		○	○
	関 大作	○			○	○	○		○
	玉木 功	○			○	○	○		○
	野口 真一	○			○		○		○
	坂本 充	○			○	○	○		
	志田 幸宏	○				○	○	○	
監取 査締 等役 委・ 員	吉田 泰三			○		○			
	上甲 悌二	○	○	○		○			
	西井 博生	○	○	○		○			

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役吉田泰三氏の補欠として加藤康彦氏を、監査等委員である社外取締役上甲悌二氏または西井博生氏の補欠として米田耕士氏を、それぞれ選任願うものであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

かとう やすひこ
加藤 康彦

生年月日

1961年5月26日

所有する当社の株式数

一株

略歴

1995年3月 (株)オートセブン(現・(株)G-7ホールディングス)入社

2013年11月 当社内部統制室長

2018年4月 当社内部監査室長

現在に至る。

重要な兼職の状況

—

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

加藤康彦氏は、当社において内部統制室長などを歴任し、現在、内部監査室長を務めるなど、コンプライアンス、リスク管理および内部統制についての豊富な経験と実績を有しているため、監査等委員として経営全般の監査・監督機能の発揮と有効な助言をいただけるものと考え、補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

よねだ こうじ
米田 耕士

生年月日

1957年2月17日

所有する当社の株式数

一株

略歴

1990年4月 弁護士登録、兵庫県弁護士会所属

元原・田中法律事務所(現・多聞法律事務所)入所

現在に至る。

2016年4月 兵庫県弁護士会会長

重要な兼職の状況

日工(株)社外監査役

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

米田耕士氏は、過去において社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、同氏の長年の弁護士としての専門的見地から、監査等委員として経営全般の監査・監督機能の発揮と有効な助言をしていただくことを期待できると考え、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 米田耕士氏は補欠の監査等委員である社外取締役の候補者であります。
3. 当社は、米田耕士氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 米田耕士氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当社定款の規定により、同氏と当社との間において責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、事業報告26ページに記載のとおりであります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。その契約内容の概要は、事業報告25ページに記載のとおりであります。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による制限が段階的に緩和され、経済活動に回復の兆しがみられたものの、ウクライナ情勢の長期化を背景としたエネルギー価格の高騰や世界的な金融引締め等に起因する急激な円安や物価上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。小売業界におきましては、新型コロナウイルス感染症による制限の緩和等により、需要回復の兆しがみられたものの、電気料金などのエネルギーコストの大幅な増加や原材料価格の高騰に加えて、生活必需品等の相次ぐ値上げによる個人消費の冷え込みが懸念されるなど、厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境のなかで、当社グループは、お客様、従業員の安全・健康を最優先に考え、感染防止策を全店舗において実践してまいりました。また、当社のグループ方針である「『儲ける力』に更に磨きをかける」を経営テーマに、人づくり、組織づくりの再構築を図ると共に、売上から利益重視の経営に努め、収益力の拡大に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は176,922百万円（前連結会計年度比5.0%増）、営業利益は6,504百万円（同12.7%減）、経常利益は6,813百万円（同13.5%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は3,824百万円（同27.2%減）の増収減益となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの名称を「オートボックス・車関連事業」から「車関連事業」に変更しております。この変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

車関連事業につきましては、世界的な半導体不足の影響による新車減産の影響等を受け、カーナビゲーションや車内用品等の販売が減少し前年同期を下回ったものの、主力商品であるタイヤ販売が、値上げによる大幅な落込みが懸念されたにもかかわらず好調に推移し、また、それに伴うタイヤ取付工賃を中心としたサービス販売も伸長しました。加えて、オートボックス店舗の敷地内に菓子専門店「シャトレーゼ」を出店したこと等により販売は増加しました。一方、エネルギー価格の高騰に伴う電気料金などの費用増加や新規出店による出店費用の増加等もあり、利益

面では減少しました。新規出店につきましては、「オートバックス」を近畿圏に1店舗、マレーシアに1店舗オープン、近畿圏に1店舗譲受け、「バイクワールド」を中部圏に1店舗、マレーシアに1店舗オープン、「FIELD SEVEN」を近畿圏に1店舗、「シャトレーゼ」を近畿圏に1店舗オープンしたことにより、当連結会計年度末における「オートバックス」の店舗数は72店舗、「バイクワールド」の店舗数は18店舗、「FIELD SEVEN」の店舗数は5店舗、「シャトレーゼ」の店舗数は1店舗となりました。これにより、売上高は40,803百万円（前連結会計年度比10.2%増）となり、経常利益は2,220百万円（同19.5%減）となりました。

業務スーパー事業につきましては、食料品・日用品が相次いで値上がりするなか、消費者に品質のよい商品を低価格で引き続き提供したことに加えて、新規出店による増収効果により、販売は堅調に推移したものの、エネルギー価格の高騰が続いたことで、電気料金などのエネルギーコストの大幅な費用増加や新規出店による出店費用の増加等もあり、利益面では減少しました。新規出店につきましては、「業務スーパー」を北海道に3店舗、首都圏に1店舗、中部圏に2店舗、九州圏に2店舗オープンしたことにより、当連結会計年度末における「業務スーパー」の店舗数は183店舗となりました。これにより、売上高は95,119百万円（前連結会計年度比6.6%増）となり、経常利益は3,876百万円（同9.0%減）となりました。

精肉事業につきましては、精肉の加工・販売を中心に安心・安全な食材を提供する「お肉のてらばやし」が前年からの原材料価格の高騰による粗利益率の低下、急激な円安によるさらなる輸入原材料価格の高騰の影響もあり、店舗収益が想定以上に圧迫され、利益面で減少しました。新規出店につきましては、「お肉のてらばやし」を北海道に3店舗、首都圏に1店舗、中部圏に2店舗、九州圏に6店舗オープンしたことにより、当連結会計年度末における「お肉のてらばやし」の店舗数は165店舗となりました。これにより、売上高は19,756百万円（前連結会計年度比2.9%増）となり、経常利益は320百万円（同26.7%減）となりました。

その他事業につきましては、ミニスーパー「miniピアゴ」が店舗名を「リコス」へと一新し、店舗運営を行いました。既存店舗の客数減少や物価上昇等で個人消費が低迷し、売上高が前年同期を下回ったことや、既存店の粗利益率の悪化やエネルギー価格の高騰に伴う電気料金などの費用増加等による影響を受けて、売上および利益面ともに減少しました。これにより、売上高は21,243百万円（前連結会計年度比8.1%減）となり、経常損失は8百万円（前連結会計年度は経常利益211百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、4,593百万円となりました。主なものは、車関連事業では、「オートバックス」店舗を近畿圏に1店舗、マレーシアに1店舗オープンし、近畿圏に1店舗譲受けたこと、「バイクワールド」店舗を中部圏に1店舗、マレーシアに1店舗オープンしたこと、「FIELD SEVEN」店舗を近畿圏に1店舗オープンしたこと、「シャトレゼ」店舗を近畿圏に1店舗オープンしたこと、業務スーパー事業では、「業務スーパー」店舗を北海道に3店舗、首都圏に1店舗、中部圏に2店舗、九州圏に2店舗オープンしたこと、精肉事業では、「お肉のてらばやし」店舗を北海道に3店舗、首都圏に1店舗、中部圏に2店舗、九州圏に6店舗オープンしたこと等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の所要資金はすべて自己資金を充当し、特記すべき資金調達はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第45期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第46期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第47期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第48期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
売上高(百万円)	132,642	163,556	168,525	176,922
経常利益(百万円)	5,995	7,306	7,877	6,813
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	3,523	4,855	5,255	3,824
1株当たり当期純利益(円)	145.46	211.64	119.28	86.78
総資産(百万円)	47,886	51,391	54,145	57,202
純資産(百万円)	22,018	21,263	24,747	26,757
1株当たり純資産額(円)	907.34	957.83	558.17	607.25

- (注) 1. 当社は、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第45期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を、算定しております。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第47期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を、算定しております。

(5) 対処すべき課題

国内におきましては、新型コロナウイルス感染症による制限が段階的に緩和され、経済活動に回復の兆しがみられたものの、エネルギー価格の高騰や円安などに伴う物価上昇により、依然として先行き不透明な状況が続いております。小売業界におきましては、電気料金の値上げや原材料価格の高騰に加えて、生活必需品等の相次ぐ値上げによる個人消費の冷え込みが懸念されるなど、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、グループの成長を持続するために以下の項目を重点課題として取組み、増収増益に向けた基盤づくりを強化してまいります。

収益向上への取組み

当社グループは、これまでも事業戦略の見直しや市場の急激な変化への対応に努め、強固な経営基盤づくりを目指し、まい進してまいりました。創業50周年にあたる2025年に向けて、今後も確実に収益をあげ成長を続けるために、タイムリーで適切な新規出店、従業員一人ひとりの働き方への意識改革による労働時間の短縮を含めた生産性の向上、また引き続き徹底的な経費削減等の諸施策を実行することなどにより、グループ全体のコストを見直し、収益性の向上に努めてまいります。

人材育成への取組み

当社グループの基盤は、販売事業にあります。単に物を売るだけでなく専門知識や情報を提供すること、的確な商品説明やコンサルティング、商品活用を提案すること、アフターケアを確実に行うことなどにより、お客様に満足を与え続けられる人材を育て、ファンづくり、生涯顧客づくりに取組んでまいります。

組織継続への取組み

当社グループは、グループ内において「幹部養成塾」や「NC養成塾」を開講し、次世代を担う若手社員や幹部社員の育成に取り組んでおります。さらにグループの社長・役員を対象とした「創業者塾」を開講し、経営のノウハウや役員としての心構えを教育することで、組織の将来を担う経営者の育成に努めております。

市場開拓への取組み

当社グループは、車（四輪・二輪）関連事業、業務スーパー事業、精肉事業を中心に、アグリ事業をはじめとしたその他事業にも積極的に取組んでおります。これらグループでのシナジーが期待できる業種・業態に対しては、今後も積極的にM&Aや資本提携・業務提携等の手法を用いてグループ全体の業容拡大を目指してまいります。

アジア市場への取組み

日本国内の需要が縮小傾向にあるなか、当社グループは、東南アジア諸国に現地法人を設立し、グローバル化を推進してまいりました。日本国内外での事業展開において得られた経験を生かし、今後の国際情勢を注視しながら海外での展開をすすめてまいります。

これらの課題に対処するにあたり、コーポレート・ガバナンスの充実やコンプライアンス体制の強化、リスク管理などの取組みを通じ、社会からの信頼と共感を得られるよう努めてまいります。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社G-7・オート・サービス	380百万円	100.0%	自動車用品・部品の販売、自動車の買取・販売
株式会社G-7スーパーマーケット	405百万円	100.0%	食品・雑貨の販売
株式会社G-7ミートテラバヤシ	50百万円	100.0%	食肉・畜産加工品の販売

(7) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループの事業内容および当該事業に係わる位置付けは次のとおりであります。

車関連事業…車（四輪・二輪）関連用品・部品・車輛販売

連結子会社 株式会社G-7・オート・サービス、株式会社G-7バイクワールド他が行っております。

業務スーパー事業…冷凍食品・加工食品販売

連結子会社 株式会社G-7スーパーマートが行っております。

精肉事業…食肉・畜産加工品の販売

連結子会社 株式会社G-7ミートテラバヤシが行っております。

その他事業…厳選食品の卸販売、農産物の直売、ミニスーパーの運営、健康体操教室の運営、
自転車販売店の運営、不動産賃貸業等

当社および連結子会社 株式会社G7ジャパンフードサービス、株式会社G7アグリジャパン、
株式会社G7リテールジャパン、株式会社G-7リコス・ストアズ他が行っております。

(8) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

- ①当社本店 神戸市須磨区
②営業店舗

業 態 別	店舗数	国・都道府県別
オートバックス	79	茨城県2店、千葉県13店、福井県8店、京都府6店、兵庫県38店、岡山県3店、広島県6店、マレーシア3店
業務スーパー	183	北海道14店、埼玉県20店、千葉県14店、東京都19店、神奈川県17店、岐阜県6店、愛知県26店、三重県8店、大阪府11店、兵庫県23店、福岡県17店、長崎県2店、熊本県6店
お肉のてらばやし	165	北海道13店、宮城県1店、福島県1店、埼玉県19店、千葉県11店、東京都16店、神奈川県11店、山梨県1店、岐阜県5店、愛知県17店、三重県6店、大阪府7店、兵庫県29店、岡山県5店、福岡県13店、佐賀県3店、熊本県7店
めぐみの郷	23	大阪府4店、兵庫県17店、奈良県2店
バイクワールド	18	栃木県1店、千葉県2店、岐阜県1店、愛知県2店、三重県1店、大阪府1店、兵庫県4店、広島県1店、香川県1店、福岡県1店、マレーシア3店
リコス	63	東京都50店、神奈川県13店
その他 (カーブス等)	57	栃木県1店、埼玉県5店、千葉県6店、東京都4店、神奈川県25店、福井県2店、京都府1店、兵庫県13店

(注) オートバックスの店舗数には、オートバックスエクスプレス7店舗が含まれております。

- ③工場 9カ所

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
2,023名	31名減

(注) 従業員数には、パート・アルバイト社員5,399名 (期中平均人員) は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,300
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,000

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 208,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 44,063,754株
 (3) 株主数 5,110名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
一般社団法人Kトラスト信託口	11,835	26.86
公益財団法人G-7奨学財団	7,322	16.61
木 下 陽 子	3,305	7.50
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	3,234	7.34
株式会社オートバックスセブン	2,203	5.00
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	1,756	3.98
BBH FOR FIDELITY LOW-PRI CED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,244	2.82
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	994	2.25
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	834	1.89
損害保険ジャパン株式会社	336	0.76

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長兼社長CEO (代表取締役)	金 田 達 三	
常 務 取 締 役	岸 本 安 正	経営管理本部長
取 締 役	松 田 幸 俊	総務部長
取 締 役	関 大 作	株式会社G-7スーパーマーケット代表取締役社長
取 締 役	玉 木 功	株式会社G-7ミートテラバヤシ代表取締役社長
取 締 役	坂 本 充	株式会社マネジメントエフ代表取締役社長
取 締 役	志 田 幸 宏	ANALOG PTE.LTD.代表取締役社長 PROVIDENTIA WEALTH ADVISORY LTD.エグゼ クティブダイレクター
取 締 役	伊 藤 裕 剛	
取 締 役 (監査等委員・常勤)	吉 田 泰 三	
取 締 役 (監査等委員)	上 甲 悌 二	弁護士 弁護士法人淀屋橋・山上合同代表社員 オーナンバ株式会社社外監査役 株式会社タカミヤ社外取締役 (監査等委員) 株式会社姫野組社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	西 井 博 生	公認会計士 なぎさ監査法人代表社員 税理士法人なぎさ総合会計事務所代表社員 三相電機株式会社社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 当社は、2022年6月29日開催の第47期定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役吉田泰三氏、上甲悌二氏および西井博生氏は同日付で監査役を任期満了により退任し、取締役(監査等委員)に就任しております。
2. 取締役坂本 充氏、志田幸宏氏および伊藤裕剛氏ならびに取締役(監査等委員)上甲悌二氏および西井博生氏は、社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員)西井博生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、重要な社内会議等への出席等による情報収集および内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、吉田泰三氏を常勤の監査等委員に選定しております。
5. 当社は、取締役坂本 充氏、志田幸宏氏および伊藤裕剛氏ならびに取締役(監査等委員)上甲悌二氏および西井博生氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役伊藤裕剛氏は、2023年4月17日付で取締役を辞任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等（2023年3月31日現在）

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2022年6月29日開催の取締役会において決議された役員規程において、以下のとおり取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、23頁中は「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。

当社取締役の報酬等は、当社グループの持続的な成長と中長期の企業価値向上を実現する優秀な人材を確保・育成することを目的とした役員報酬制度を定めており、固定報酬と業績連動報酬により構成されています。

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内とし、固定報酬につきましては、役員規程に詳細に内容が定められており、透明性のある報酬体系を確保し、担当職位、各期の業績、貢献度等により決定しており、毎月金銭で支給しております。

業績連動報酬につきましては、インセンティブ方式を採用しており役員賞与として金銭で支給することを原則とし、業績連動報酬に係る指標は、単年度の過去最高連結当期純利益のオーバー額を算定の基礎として支給される報酬額と、役員規程に詳細に内容が定められた経営計画数値の達成状況を基に支給される報酬額との合計額を、取締役会により委任された代表取締役会長兼社長金田達三氏により、各取締役の担当領域の規模・責任や貢献度等を総合的に勘案して決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の経営状況を熟知し、総合的に各取締役の担当領域の評価を行うには代表取締役会長および代表取締役社長が最も適しているからであります。また、当該報酬の決定は、指名・報酬委員会が役員規程で定めている決定方針との整合性を確認しており、取締役会もその答申を尊重していることから、委任された裁量の範囲内で権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

業績連動報酬の指標として単年度の過去最高連結当期純利益を選定した理由は、増収、増益、過去最高利益を達成することにより、企業価値向上と株主の皆様の利益最大化について責任を持たせる指標にふさわしいと判断したからであります。なお、当連結会計年度における連結当期純利益は、3,824百万円であります。

固定報酬と業績連動報酬の支給割合の決定方針につきましては、当社グループの持続的な成長と中長期の企業価値向上に寄与するため、最も適切な割合となることを方針としております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定にあたっては、役員規程に詳細に定められており、その規定に従い取締役の個人別の報酬額が決定されていること、また、指名・報酬委員会が当該報酬について役員規程で定めている決定方針との整合性を確認しており、取締役会もその答申内容を尊重していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

②取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員 の員数(名)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	111 (9)	90 (8)	21 (0)	－ (－)	7 (3)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	11 (6)	10 (5)	1 (0)	－ (－)	3 (2)
監査役 （うち社外監査役）	3 (1)	3 (1)	－ (－)	－ (－)	3 (2)

(注) 1. 当社は、2022年6月29日開催の第47期定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）には、監査等委員会設置会社への移行前における取締役を含んでおります。
3. 監査役に対する報酬額は監査等委員会設置会社移行前に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬額は監査等委員会設置会社移行後に係るものであります。
4. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第45期定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分は3,000万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は3名）です。

また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は2022年6月29日開催の第47期定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分は3,000万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役は3名）です。

5. 監査役の金銭報酬の額は、2012年6月28日開催の第37期定時株主総会において年額3,500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。
6. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2022年6月29日開催の第47期定時株主総会において年額3,500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。
7. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

上記のほか、2022年6月29日開催の第47期定時株主総会決議に基づき、2021年11月13日に逝去されました故 木下 守氏（前取締役名誉会長）に対し、退職慰労金633百万円、特別功労金500百万円を贈呈いたしました。なお、この金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額633百万円が含まれております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役、監査役および上席部長であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等との重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役坂本 充氏は、株式会社マネジメントエフの代表取締役社長を兼職しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役志田幸宏氏は、ANALOG PTE.LTD.の代表取締役社長およびPROVIDENTIA WEALTH ADVISORY LTD.のエグゼクティブダイレクターを兼職しておりますが、当社と両社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）上甲悌二氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同の代表社員を兼職しておりますが、当社と同法人との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）西井博生氏は、なぎさ監査法人および税理士法人なぎさ総合会計事務所の代表社員を兼職しておりますが、当社と両法人との間には特別の関係はありません。

②他の法人等の社外役員の重要な兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）上甲悌二氏は、オーナンバ株式会社の社外監査役、株式会社タカミヤの社外取締役（監査等委員）および株式会社姫野組の社外取締役を兼任しておりますが、当社と当該3社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）西井博生氏は、三相電機株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼任しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席	監査等委員会への出席	監査役会への出席	発言の状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	坂本 充	20回中20回	—	—	多様な業種での経営コンサルタントとしての実務経験の見地から、取締役会において助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	志田幸宏	20回中20回	—	—	海外での企業経営者としての高い見識と豊富な実務経験の見地から、取締役会において助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	伊藤裕剛	20回中19回	—	—	海外勤務経験に基づく見識と他社において長期にわたり要職を歴任してきた実務経験の見地から、取締役会において助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	上甲悌二	20回中17回	9回中9回	4回中4回	弁護士としての専門的見地から、取締役会において助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会および監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制や内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	西井博生	20回中19回	9回中9回	4回中4回	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会および監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制や内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役について、法令が定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額	47百万円
② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することとします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任するものとします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人について、法令が定める最低責任限度額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、次のとおり取締役会において決議しております。

なお、当社は2022年6月29日開催の第47期定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款の規定に則り、当社の企業理念、G-7グループ企業倫理綱領、G-7グループ企業・従業員行動指針を制定し、取締役及び使用人への法令遵守の徹底を図っています。具体的には、グループ各社代表者を委員に加えた企業倫理委員会において、グループ各社の法令遵守に係る自主監査報告を実施すると共に、内部監査部門による内部監査を定期的実施しています。また、法令違反の早期発見及びその是正並びに再発防止に資することを目的とし、企業内部通報制度を実施しています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報管理・文書管理等の規定を整備し、情報の保存及び管理を適正に行っています。今後とも適宜規程の見直しを行い、体制を強化します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会を設置し、リスクマネジメントに努めています。同委員会は、リスク管理規程に基づき、G-7グループリスク管理方針、体制、予防・対策等を検討し、必要な措置を講じています。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を原則毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。また、取締役会を効率的に運営するため、経営会議を毎月開催し、決議または報告すべき事項について協議することとしております。一方、組織関係規程等の整備及び社内カンパニー制度並びに上席部長制度の整備により職務権限と責任体制を明確化すると共に、G-7グループ社長会等を通じたグループ各社の予算統制を実施しています。また、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名および報酬の決定に係る透明性と客観性を高めています。

⑥当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社から成る当社グループにおいて、関係会社管理規程・G-7グループ企業情報管理規程・経営計画策定規程等を整備し、グループ各社業務の適正化を図っています。また、グループ方針徹底会議を適宜開催し、グループ全体の方針管理・実行の徹底を図ると共に、企業倫理委員会、G-7グループ社長会、経営会議等の一層の充実に努めています。同時に内部監査部門によるグループ企業監査の実施強化により、関係会社経営の適正化を図って指導を行っています。

⑦監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会は、監査業務の遂行にあたり、内部監査部門に所属する使用人に、その職務の補助に必要な調査を実施するよう求めることができます。また、内部監査部門の使用人の任命、異動、その他人事に係る事項について、監査等委員会に意見がある場合には、その意見を尊重します。

⑧前号⑦の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会より監査業務に必要な調査の依頼を受けた使用人は、監査等委員会の職務補助業務を優先するものとし、その業務に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および内部監査部門長の指揮命令を受けません。

⑨取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員に対し各種重要会議へのオブザーバー出席が行えるためのスケジュールの調整及び各種会議議事録による報告を実施しています。また、監査等委員会規程に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人より監査等委員会に報告を行い、情報が円滑に伝わる体制をとっています。なお、上記の報告をした者は、報告したことを理由としていかなる不利益も受けることがないものとしています。

⑩監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会監査等規程、G-7グループ内部監査規程及び関係会社管理規程等に基づき、監査等委員会監査が実効的に行えるように体制整備を図っています。なお、内部監査部門によるグループ会社に関する監査実施の内容は、その都度監査等委員会に報告され、監査等委員会監査の

フォローを行っています。また、内部監査部門は監査計画に沿った監査を実施すると共に、監査等委員会の要請があれば要請事項について内部監査し、その結果を報告することにより、監査等委員会監査の実効性確保に努めています。なお、監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当社監査等委員の職務に必要でないとして証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払うこととしています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、取締役会を効率的に運営するため、経営会議を取締役に先行した日程で開催し、決議または報告すべき事項について協議することとしています。一方、組織関係規程等の整備および社内カンパニー制度ならびに上席部長制度の整備により職務権限と責任体制を明確化するとともに、G-7グループ社長会等を通じたグループ各社の統制を実施しています。

また、当社グループのリスク管理体制につきましても、リスク管理委員会（委員長、代表取締役社長）を設置し、当社および当社グループのリスク情報の把握・分析・対応に努め、必要に応じ個別のリスク対策委員会等を通じ、適切かつ迅速にリスク対応を図りました。

さらに、グループ内のコンプライアンスや業務の適正を確保するための体制等への対応については、企業倫理委員会を毎月開催し、グループ各社の法令遵守状況の確認および新たな法令の施行に向けての注意喚起が行われ、グループ各社の代表者から問題点の報告が行われた際には、適正化のための各委員による討議が行われています。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期にわたる安定成長と財務基盤の確立を経営の基本方針としております。株主の皆様への利益配分につきましては、安定配当の継続を前提に、業績に応じた利益還元を実施すべく努力しており、将来の事業展開のための再投資、財務基盤の強化に努めるなかで総合的に勘案して決定してまいります。

当期の期末配当金につきましては、普通配当として1株につき19円とし、この効力発生日ならびに支払開始日は、2023年6月13日といたします。この結果、当期の年間配当金は中間配当金19円と合わせ合計38円となります。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	30,259	流 動 負 債	21,829
現金及び預金	15,688	買掛金	8,896
売掛金	4,395	短期借入金	6,300
商品及び製品	7,982	未払法人税等	984
その他	2,205	賞与引当金	1,029
貸倒引当金	△13	その他	4,619
固 定 資 産	26,943	固 定 負 債	8,615
有 形 固 定 資 産	17,924	長期借入金	3,000
建物及び構築物	10,446	再評価に係る繰延税金負債	42
土地	5,166	役員退職慰労引当金	78
その他	2,311	資産除去債務	3,792
無 形 固 定 資 産	292	退職給付に係る負債	767
のれん	16	その他	934
その他	276	負 債 合 計	30,444
投 資 其 他 の 資 産	8,725	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	5,932	株 主 資 本	27,135
繰延税金資産	2,255	資本金	1,785
その他	720	資本剰余金	2,783
貸倒引当金	△181	利益剰余金	22,566
資 産 合 計	57,202	自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	△378
		その他有価証券評価差額金	251
		土地再評価差額金	△514
		為替換算調整勘定	△169
		退職給付に係る調整累計額	54
		純 資 産 合 計	26,757
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	57,202

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		176,922
売上原価		133,568
売上総利益		43,353
販売費及び一般管理費		36,848
営業利益		6,504
営業外収益		
受取利息及び配当金	8	
受取手数料	164	
協賛金	247	
その他	103	523
営業外費用		
支払利息	29	
固定資産処分損	133	
その他	51	213
経常利益		6,813
特別損失		
減損損失	765	
役員退職慰労金	500	1,265
税金等調整前当期純利益		5,548
法人税、住民税及び事業税	1,893	
法人税等調整額	△169	1,724
当期純利益		3,824
親会社株主に帰属する当期純利益		3,824

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,785	2,905	20,415	△0	25,106
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,674		△1,674
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,824		3,824
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動		△121			△121
連 結 範 囲 の 変 動			1		1
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△121	2,151	△0	2,029
当 期 末 残 高	1,785	2,783	22,566	△0	27,135

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	203	△514	△196	△4	△511	152	24,747
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,674
親会社株主に帰属する 当期純利益							3,824
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動							△121
連結範囲の変動							1
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	47	-	27	58	133	△152	△18
連結会計年度中の変動額合計	47	-	27	58	133	△152	2,010
当期末残高	251	△514	△169	54	△378	-	26,757

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 13社

主要な連結子会社の名称

(株)G-7・オート・サービス、(株)G7リテールジャパン、(株)G-7スーパーマート、(株)G-7バイクワールド、(株)G7アグリジャパン、(株)G-7ミートテラバヤシ、G7 RETAIL MALAY S I A SDN.BHD.、(株)G7ジャパンフードサービス、(株)G-7. Crown Trading、(株)G7ストアイノベーションズ、(株)G-7リコス・ストアズ

なお、当連結会計年度に(株)G7アグリジャパンは、(株)めぐみのさとファームを吸収合併し、(株)99イチバは(株)G-7リコス・ストアズに商号変更しました。また、(株)G-7・オートバックスつくばにつきましては、株式を売却したため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

(3) 会計方針に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産

商品

主として移動平均法による原価法、先入先出法による原価法及び個別法による原価法（いずれも貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(ロ) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備及び事業用定期借地契約による借地上の建物を除く）並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、事業用定期借地契約による借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

②無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）

社内における利用可能期間（5年）による定額法

事業用借地権（当該借地権を設定している土地の改良費等を含む）

契約残年数を基準とした定額法

その他無形固定資産

定額法

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(ハ) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

当社は、2016年3月に役員退職慰労金制度の積立を停止し、内規に基づく2016年3月末までの要支給額を役員の退任時に支払うこととなったため、当該支給予定額を計上しております。

(二) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、翌連結会計年度に費用処理（1年）することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理しております。

(ホ) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業につきましては、車（四輪・二輪）関連用品・部品・車両販売をはじめとした、車関連事業、冷凍食品・加工食品販売をはじめとした、業務スーパー事業、食肉・畜産加工品の販売をはじめとした、精肉事業を主要な事業としております。これらの販売については、主に店舗における顧客への商品引き渡し時点において顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該引渡し時点で収益を認識しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(ハ) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、5年間もしくは10年間の定額法により償却を行っております。
ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生連結会計年度に一時償却しております。

(ト) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

当社グループは、当連結会計年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

固定資産

当連結会計年度における連結貸借対照表計上額

有形固定資産 17,924百万円

無形固定資産 292百万円

当社グループでは、固定資産の減損会計において、主として店舗を基本単位として、賃貸用資産及び遊休資産については物件毎に資産のグルーピングを行っております。減損の兆候が存在する資産グループについては、減損の認識判定の結果、必要なものについて減損損失の計上を行っております。

営業損益が継続的にマイナスとなっている資産グループについては減損の兆候があることから、経営者が作成した利益計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを見積り、認識判定を行っております。

実際の業績が当該見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結貸借対照表において、固定資産の金額に影響を及ぼす可能性があります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、店舗施設に係る不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等による新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額 1,573百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更による、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	114百万円
土地	1,088百万円
計	1,202百万円

担保資産に係る債務

短期借入金	1,050百万円
長期借入金	2,194百万円
計	3,244百万円

上記の他、定期預金5百万円を営業取引保証のため担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 22,792百万円

(3) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、42百万円を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、514百万円を「土地再評価差額金」として純資産の部（マイナス表示）に計上しております。

①再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の計算の為に公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法、第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出する方法によっております。

②再評価実施日

2002年3月31日

③再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△770百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度におきまして、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
営業店舗	建物及び構築物等	東京都他（計70店舗）
賃貸用資産	建物	兵庫県
その他	のれん	－

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、賃貸用資産については物件毎にグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている等の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 392百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その主な内訳は、建物及び構築物 283百万円、その他 109百万円であります。

また、一部の連結子会社に係るのれん相当額 372百万円について回収可能性が認められないため減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額あるいは使用価値により測定しております。正味売却価額は、処分見込価額を基に算定した金額により評価しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト(WACC)4.17%で割り引いて算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	44,063,754	－	－	44,063,754
合計	44,063,754	－	－	44,063,754
自己株式				
普通株式	424	22	－	446
合計	424	22	－	446

(注) 普通株式の自己株式総数の増加22株は単元未満株式の買取によるものであります。

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	837	19.0	2022年3月31日	2022年6月13日
2022年10月28日 取締役会	普通株式	837	19.0	2022年9月30日	2022年12月1日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	837	利益剰余金	19.0	2023年3月31日	2023年6月13日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方法

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しており、さらなる事業の成長をはかるため、出店計画に伴う設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引については、行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引相手先の信用リスクを伴っており、期日毎の入金管理、未収残高管理を行い、各取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクを伴っており、毎月時価の状況を把握しております。

敷金及び保証金は、当社グループの出店に際し、通常、店舗等賃借先に対して敷金等を差し入れする場合がございます。契約に際しては、相手先の信用状態を十分検討した上で出店の意思決定をいたしますが、その後の経済環境の変化や契約先の信用状態の悪化により差し入れた敷金・保証金の貸倒リスクを伴う場合があります。定期的に信用調査等を行い、信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。また、借入金は、主に運転資金に係る資金調達である短期借入金と、主に設備投資に係る資金調達である長期借入金であります。短期借入金は、変動金利により調達しているため、金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場金利の状況を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。長期借入金は、固定金利で調達しております。これらの営業債務や短期借入金は、その決済時において流動性リスクを伴いますが、当社グループでは、各社の資金繰計画を毎月見直すことにより、そのリスクを回避しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には一定の前提条件等により合理的に算定された額が含まれているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額5百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金及び短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	460	460	—
(2) 敷金及び保証金	5,932	5,757	△174
資産計	6,392	6,217	△174
(3) 長期借入金	4,300	4,279	△20
負債計	4,300	4,279	△20

(注) 長期借入金には、1年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

(3) 金融商品の時価のレベル毎の内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 株式	460	—	—	460

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
敷金及び保証金	－	5,757	－	5,757
長期借入金	－	4,279	－	4,279

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、一定の期間毎に分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、兵庫県その他の地域において、賃貸用の商業施設(土地を含む。)を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
2,481	2,387

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注) 2 当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や帳簿価額を時価と見做しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	607円25銭
1株当たり当期純利益	86円78銭

10. 資産除去債務に関する注記

当該資産除去債務の概要

当社グループは、商業施設用に建設した建物等について不動産賃貸借契約を締結しており、当該不動産賃貸借契約における賃貸期間終了時の原状回復義務等に関し資産除去債務を計上しております。

当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は、取得日より10年から34年、割引率は、0.0%から2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

当連結会計年度における当該資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

期首残高	2,192百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	76百万円
見積りの変更による増加額	1,573百万円
時の経過による調整額	13百万円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△64百万円</u>
期末残高	3,792百万円

資産除去債務の見積り額の変更は、「3. 会計上の見積りの変更に関する注記」に記載のとおりであります。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、車関連事業、業務スーパー事業、精肉事業及びその他事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、車（四輪・二輪）関連用品・部品・車両、冷凍食品・加工食品、食品・畜産加工品、厳選食品の卸販売であります。

また、各事業の売上高のうち、顧客との契約から生じる収益は、車関連事業 40,513百万円、業務スーパー事業 95,072百万円、精肉事業 19,756百万円及びその他事業 20,735百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 (ホ) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高) 売掛金	3,992
顧客との契約から生じた債権 (期末残高) 売掛金	4,395
契約負債 (期首残高)	315
契約負債 (期末残高)	532

契約負債は、主に車両販売に係る顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、315百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

13. その他の注記

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 目 の 部		負 債 目 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,193	流 動 負 債	7,040
現金及び預金	3,601	短期借入金	6,300
前払費用	113	未払金	243
未収入金	920	未払費用	48
短期貸付金	532	未払法人税等	4
その他	26	未払消費税等	70
		賞与引当金	162
固 定 資 産	17,145	設備関係未払金	9
有 形 固 定 資 産	7,095	その他	201
建物	2,922	固 定 負 債	5,609
構築物	187	長期借入金	3,000
機械及び装置	8	退職給付引当金	21
車両運搬具	3	役員退職慰労引当金	78
工具、器具及び備品	101	預り敷金保証金	1,309
土地	3,871	再評価に係る繰延税金負債	42
		資産除去債務	1,127
無 形 固 定 資 産	140	その他	31
借地権	44	負 債 合 計	12,649
ソフトウェア	85	純 資 産 の 部	
その他	9	株 主 資 本	9,952
投資その他の資産	9,909	資本金	1,785
投資有価証券	461	資本剰余金	2,723
関係会社株式	6,112	資本準備金	2,723
関係会社長期貸付金	1,780	利 益 剰 余 金	5,443
長期前払費用	13	利益準備金	74
繰延税金資産	900	その他利益剰余金	5,368
敷金及び保証金	788	別途積立金	2,930
その他	45	土地圧縮積立金	74
貸倒引当金	△193	繰越利益剰余金	2,364
資 産 合 計	22,338	自 己 株 式	△0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△264
		その他有価証券評価差額金	250
		土地再評価差額金	△514
		純 資 産 合 計	9,688
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	22,338

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		6,075
営 業 費 用		
売 上 原 価	1,632	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,409	3,041
営 業 利 益		3,033
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	15	
そ の 他	44	60
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	67	
そ の 他	32	129
経 常 利 益		2,964
特 別 損 失		
役 員 退 職 慰 労 金	500	
関 係 会 社 事 業 損 失	1,087	1,587
税 引 前 当 期 純 利 益		1,377
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△212	
法 人 税 等 調 整 額	223	10
当 期 純 利 益		1,366

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					別 途 積 立 金	土 地 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,785	2,723	2,723	74	2,930	74	2,672	5,751	△0	10,261
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△1,674	△1,674		△1,674
当期純利益							1,366	1,366		1,366
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額 合 計	—	—	—	—	—	—	△308	△308	△0	△308
当 期 末 残 高	1,785	2,723	2,723	74	2,930	74	2,364	5,443	△0	9,952

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	204	△514	△310	9,950
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,674
当 期 純 利 益				1,366
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	46	-	46	46
事業年度中の変動額合計	46	-	46	△261
当 期 末 残 高	250	△514	△264	9,688

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備及び事業用定期借地契約による借地上の建物を除く）並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、事業用定期借地契約による借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 12年～50年

構築物 7年～50年

②無形固定資産

ソフトウェア（自社利用）

社内における利用可能期間（5年）による定額法

事業用借地権（当該借地権を設定している土地の改良費等を含む）

契約残年数を基準とした定額法

その他無形固定資産

定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（簡便法）により、当事業年度末において発生していると認められる退職給付債務見込額に基づき計上しております。

④役員退職慰労引当金

当社は、2016年3月に役員退職慰労金制度の積立を停止し、内規に基づく2016年3月末までの要支給額を役員の退任時に支払うこととなったため、当該支給予定額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

収益の計上基準

当社は子会社への経営管理及び経営指導を行っており、経営管理の委託にかかる契約については、当社の子会社に対し事業の経営管理及び経営指導と業績・実績管理等を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は毎月役務提供の完了をもって履行義務が充足されると判断しており、当社の子会社の売上高に一定の料率を乗じた金額を収益として計上しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

関係会社に対する投融資及び貸倒引当金

当事業年度における貸借対照表計上額

関係会社株式 6,112百万円

関係会社長期貸付金 1,780百万円

関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金 192百万円

業績が悪化した関係会社に対する投融資について、関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合に関係会社株式評価損を計上しており、また、回収不能見込額として債務超過相当額に対して貸倒引当金を計上しています。

今後、関係会社の業績が著しく変動した場合、翌事業年度の貸借対照表において、関係会社株式及び貸倒引当金の金額に影響を及ぼす可能性があります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、店舗施設に係る不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等による新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額 552百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更による、当事業年度の損益に与える影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	114百万円
土地	1,088百万円
計	1,202百万円

担保資産に係る債務

短期借入金	1,050百万円
長期借入金	2,194百万円
計	3,244百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,231百万円

(3) 保証債務

仕入先に対する保証債務

(株)G - 7バイクワールド	11百万円
(株)G7アグリジャパン	3百万円
G7 RETAIL MALAYSIA SDN.BHD.	1百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	989百万円
長期金銭債権	1,781百万円
短期金銭債務	91百万円
長期金銭債務	711百万円

(5) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、42百万円を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、514百万円を「土地再評価差額金」として純資産の部(マイナス表示)に計上しております。

①再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の計算の為に公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法、第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出する方法によっております。

②再評価の実施日

2002年3月31日

③再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△770百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

5,643百万円

営業費用

7百万円

営業取引以外の取引高

8百万円

(2) 関係会社事業損失

関係会社株式に対する株式評価損であります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

46株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産			
賞与引当金			76百万円
資産除去債務			344百万円
減価償却超過額			526百万円
関係会社株式評価損			1,464百万円
関係会社株式			154百万円
貸倒引当金			59百万円
繰越欠損金			84百万円
その他			129百万円
	小	計	2,841百万円
評価性引当額			△1,587百万円
	合	計	1,253百万円
繰延税金負債			
固定資産圧縮積立金			△35百万円
資産除去費用			△207百万円
その他			△110百万円
繰延税金資産の純額			900百万円
再評価に係る繰延税金資産			
土地再評価差額			186百万円
評価性引当額			△186百万円
			-
再評価に係る繰延税金負債			
土地再評価差額			42百万円
再評価に係る繰延税金負債合計			42百万円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引高（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社 G・7・オート・サービス	所有 直接100%	不動産賃貸	不動産の賃貸(注)1	1,381	預り敷金保証金	606
子会社	株式会社 G・7スーパー マート	所有 直接100%	経営の管理・ 指導 役員の兼務	経営管理料の受取(注)2	943	—	—
子会社	株式会社 G・7パイク ワールド	所有 直接100%	資金の援助	資金の貸付(注)3 利息の受取(注)3	170 3	関係会社長期貸付金	794
子会社	株式会社 G・7・C r o w n T r a d i n g	所有 直接100%	資金の援助	資金の貸付(注)3 利息の受取(注)3	500 2	関係会社長期貸付金	487
子会社	株式会社 G・7リコ ス・ストアズ	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼務	資金の貸付(注)3 利息の受取(注)3	398 0	関係会社短期貸付金	233
子会社	G7 R E T A I L M A L A Y S I A S D N. B H D.	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼務	資金の貸付(注)3 利息の受取(注)3	100 1	関係会社長期貸付金	300

上記金額のうち、子会社の貸付金に対し192百万円の貸倒引当金を計上しております。また当事業年度において67百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 不動産の賃貸料については、近隣相場等を勘案して決定しております。
 2. 経営管理料の受取については、持株会社である当社の運営費用等を検討して交渉の上決定しております。
 3. 資金の貸付・借入に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	219円88銭
1株当たり当期純利益	31円01銭

10. 資産除去債務に関する注記

当該資産除去債務の概要

当社は、商業施設用に建設した建物等について不動産賃貸借契約を締結しており、当該不動産賃貸借契約における賃貸期間終了時の原状回復義務等に関し資産除去債務を計上しております。

当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は、取得日より10年から34年、割引率は、0.0%から2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

当事業年度における当該資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

期首残高	582百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	9百万円
見積りの変更による増加額	552百万円
時の経過による調整額	4百万円
資産除去債務の履行による減少額	△21百万円
期末残高	1,127百万円

資産除去債務の見積り額の変更は、「3. 会計上の見積りの変更に関する注記」に記載のとおりであります。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

13. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社G-7ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒 木 賢 一 郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 口 信 吾
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社G-7ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社G-7ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社G - 7ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒 木 賢 一 郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 口 信 吾
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社G - 7ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社G - 7ホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員	吉	田	泰	三	Ⓔ
監査等委員	上	甲	悌	二	Ⓔ
監査等委員	西	井	博	生	Ⓔ

(注) 監査等委員上甲悌二及び西井博生は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場……神戸市西区糀台5丁目6番3号
神戸 西神オリエンタルホテル 4階 翔雲
(最寄りの駅 神戸市営地下鉄 西神中央駅下車徒歩1分)

